

大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府福祉サービス第三者評価事業実施要綱第3条第1号に規定する第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する必要な事項を定め、第三者評価事業の信頼性、公平性を確保することを目的とする

(評価機関の責務)

第2条 この要綱に定める認証を受ける評価機関は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めること。
- (2) 福祉サービス第三者評価の実施にあたり、人権を尊重し、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 評価機関の質の向上を図るとともに、評価調査者の資質の向上に努めること。
- (4) 大阪府（以下「府」という。）と協力し、福祉サービス第三者評価の推進に努めること。

(認証基準)

第3条 評価機関の認証基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 当該評価機関自らが福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 福祉サービスを提供又は経営する者が当該評価機関を構成するもののうち半数を超えている場合には、当該評価機関は評価結果の決定を行う第三者からなる委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置すること。
- (4) 前号に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上のおおむね同数によって構成されること。この場合において、当該委員には、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれていないこと。
 - ア 福祉、医療、法律、経営、評価等学識経験者
 - イ 社会福祉事業の経営者又は従事者
 - ウ 福祉サービス利用者又は市民
- (5) 評価調査者に関し、次の基準を満たすこと。
 - ア 次の(ア)又は(イ)に該当する評価調査者をそれぞれ2人以上配置すること。
 - (ア) 組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。
 - (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。
 - イ 評価調査者は、評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登録されていること。

ウ その他

- (ア) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - (イ) 一件の第三者評価について、2人以上（本号アの(ア)又はアの(イ)に該当する者各々を含む）の評価調査者が一貫してあたること。
- (6) 評価調査者の中立性を確保するため、評価を実施するにあたり、評価機関は次のア及びイを遵守しなければならない。
- ア 評価機関は、評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者の評価業務に、当該評価調査者を従事並びに関与させてはならない。
 - イ 評価機関は、評価を行う福祉サービス事業者との間に請負等の取引関係を有していないこと。
- (7) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
- ア 所属する評価調査者の一覧
評価調査者一覧には、当該評価機関に配置する評価調査者全員の評価調査者養成研修の修了に関すること並びに本条第5号アの(ア)又はアの(イ)に関する資格及び主な経歴を記載すること。ただし、評価調査者の氏名を非公開とすることを妨げない。
 - イ 評価機関の組織及び運営に関する規程
 - ウ 評価手順及び評価基準に関する規程
 - エ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
 - オ 料金表
 - カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口、責任者の設置及び具体的な対応方法
申立窓口における受付担当者と責任者は別に定めること。
 - キ 当該評価機関の評価事業の実績
 - ク 第三者評価の活動に関する年次報告
 - ケ 本条第3号に規定する評価決定委員会を設置する場合は、次に掲げる事項
 - (ア) 評価決定委員会の設置に関する規程
 - (イ) 評価決定委員会の委員一覧
- (8) 評価基準に関し、以下の基準を満たすこと。
- ア 評価基準は、別添の「大阪府福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に定める評価項目を全て含むものでなければならない。
ただし、当該ガイドラインに定める推奨評価項目については、この限りでない。
 - イ 評価機関が独自に定める評価項目については、第三者評価事業の趣旨を損ねてはならない。
- (9) 評価の手法については、書面調査及び訪問調査によって行うものとする。
- (10) 評価結果のとりまとめについては、第三者評価の公正及び中立性を確保するため、当該評価に従事する評価調査者を含む評価調査者の合議によって行うものとする。
ただし、本条第3号により評価決定委員会を設置する評価機関にあつては、当該委員会での審議を経なければならない。
- (11) 評価機関は、利用者の意向を把握することの重要性を鑑み、第三者評価と

併せて利用者調査の実施に努めなければならない。

- 第 11 条による認証の取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該認証を取り消された者の代表者を含む。）から認証申請があった場合、前項各号に定める基準への適合に関わらず、これを認証しない。

（認証申請）

第 4 条 認証を受けようとする評価機関は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式第 1 号）」及び「大阪府福祉サービス第三者評価基準項目（様式第 1 号の 2）」に必要な書類を添付して、府に申請を行うものとする。

（認証）

第 5 条 府は、前条の認証申請を受けて、第 3 条に定める認証基準に基づく審査を行い、第 3 条第 1 項の要件をすべて満たし、かつ、第 3 条第 2 項の不適合要件に抵触しない場合は、これを認証する。なお、認証の可否の決定にあたっては、あらかじめ大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部会の意見を聴かなければならない。

（認証の通知）

第 6 条 府は、評価機関を認証したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証通知書（様式第 2 号）」を交付するとともに、当該評価機関の名称等の情報を府のホームページで公表する。

- 府は、評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書（様式第 3 号）」を交付する。

（認証の有効期間）

第 7 条 府が認証する評価機関の認証の有効期間は、認証の日から 3 年とする。

（更新の申請等）

第 8 条 認証有効期間満了後、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関は、「福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書（様式第 1 号の 3）」に必要な書類を添付し、府に申請を行うものとする。ただし、当該有効期間内に府内で 1 件以上福祉サービス第三者評価を行った実績がある評価機関に限る。

- 前項の認証の更新申請は、認証有効期間満了日の 30 日前までに行うものとする。
- 府は、前 2 項により評価機関を認証（以下「認証更新」という。）したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証更新通知書（様式第 2 号の 2）」を交付する。
- 府は、認証更新した評価機関について、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部会に報告しなければならない。

（変更の届出）

第 9 条 認証を受けた評価機関は、第 4 条で規定する申請書に記載する事項又は申請書に添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から 3 0

日以内に、「福祉サービス第三者評価機関変更届（様式第4号）」に必要な書類を添付し、府に変更内容を届け出なければならない。

（認証の辞退）

第10条 認証を受けた評価機関は、府に対して「福祉サービス第三者評価機関認証辞退届（様式第5号）」を提出することにより、認証を辞退することができる。

2 府は、前項の規定による認証辞退届を受理したときは、当該評価機関の名称等の情報を府のホームページで公表する。

（認証決定の取消し）

第11条 府は、認証を受けた評価機関が次のいずれかに該当するときは、当該評価機関の認証を取り消すことができる。

- （1） 第3条第1項各号に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- （2） 当該評価機関が適正な評価を実施し得ないと認められる場合
- （3） 第12条に定める事業実績報告又は第13条に定める事業実施状況に関する調査への協力を行わない場合
- （4） 不正な行為が行われた場合

2 府は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消す場合は、あらかじめ大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部会の意見を聴かなければならない。

3 府は、評価機関の認証を取り消したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書（様式第6号）」を交付するとともに、当該評価機関の名称及び取消しの理由等の情報を府のホームページで公表する。

（事業実績報告）

第12条 評価機関は、毎年度終了後速やかに府に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

（事業実施状況に関する調査への協力）

第13条 評価機関は、府が実施する第三者評価事業の適正な実施を目的とする調査等に協力するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は、実施要領及び別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき認証している評価機関は、この要綱の規定に基づき認証した評価機関とみなす。

(更新要件の適用猶予)

3 第8条第1項ただし書の規定は、施行の日から3年間、適用しない。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、同年9月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、同年4月1日から適用する。